



島根県報

平成28年1月8日(金)

号外第1号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示

島根県告示第26号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	488号	益田市匹見町匹見イ17番1地先から同イ214番3地先まで	前	メートル 6.40～8.70	メートル 203.40	益田県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	7.70～20.30	203.40	
県道	出雲奥出雲線	出雲市朝山町869番1地先から同町1164番5地先まで	前	11.30～17.85	528.30	交通安全工事 拡幅
			後	11.30～21.60	528.30	
"	斐川一畑大社線	出雲市地合町魚見平2番2地先から同市坂浦町乗越398番地先まで	前	3.44～9.77	183.20	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	5.90～28.48	183.20	
"	"	出雲市地合町横手1043番地先から同町大石9番1地先まで	前	3.23～16.86	101.05	道路改良工事 拡幅
			後	4.17～17.54	101.05	
"	桜江金城線	浜田市金城町追原1693番28地先から同40番1地先まで	前	58.23～107.94	210.82	減幅 市道移管
			後	50.62～103.60	210.82	
"	"	浜田市金城町追原40番1地先から同1692番3地先まで	A	6.00～18.00	152.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 拡幅 ダブルウェイ解消
			B	13.00～72.00	122.00	

			後 B	13.00～ 80.34	117.74		市道移管	
"	浜田八重可 部線	浜田市後野町634番地先 から同町2494番4地先 まで	前 A	11.20～ 20.10	88.30	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	11.20～ 20.10			88.30
				B	8.40～ 28.80			90.70
"	"	浜田市後野町700番2地 先から同町718番1地先 まで	前	10.10～ 19.60	83.70		道路改良工事 拡幅	
			後	10.10～ 31.40	79.10			
"	"	浜田市旭町丸原108番13 地先から同962番4地先 まで	前	6.10～ 14.60	157.00		道路改良工事 拡幅	
			後	11.30～ 20.40	157.00			
"	吉賀匹見線	益田市匹見町匹見イ42 番1地先から同イ43番 1地先まで	前	13.80～ 36.80	15.10	益田県土整備 事務所	交通安全工事 拡幅 終点変更	
			後	13.80～ 30.90	11.00			

島根県告示第27号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市匹見町匹見イ17番1地先から同イ214番3地先まで	メートル 203.40	平成28年 1月8日	益田県土整備 事務所	
県道	出雲奥出雲線	出雲市朝山町869番1地先から同町1164番5地先まで	528.30	平成28年 1月8日	出雲県土整備 事務所	
〃	三次江津線	邑智郡邑南町日和1730番4地先から同1753番1地先まで	68.00	平成28年 1月8日	県央県土整備 事務所	
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町匹見イ42番1地先から同イ43番1地先まで	11.00	平成28年 1月8日	益田県土整備 事務所	